

北海道美深高等養護学校同窓会『美深えぞ松会』会則

【名称及び事務局】

第1条 この会は「美深えぞ松会」と呼び、事務局を同校に置く。

【目的】

第2条 この会は、会員同士の交流をはかり、お互いに励まし合い、心身共に向上させかつ母校の発展に協力することを目的とする。

【事業】

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 各地区（宗谷、美深、旭川）において青年学級を主催し、計画、運営を行うと共にこれらの地区の必要な事業を行う。また、札幌、北見、網走、紋別地区においてはそれぞれ、美深、旭川、宗谷各地区と合同で開催する。
- 2 毎年11月に同窓会総会を開催する。
- 3 正会員に5年間、同窓会会報を年1回（5月）発行し郵送する。6年目以降は学校ホームページをもって情報を提供する。
- 4 各地区（宗谷、美深、旭川）の青年学級の開催に関する案内文書の郵送は5年間とする。6年目以降は学校ホームページをもって情報を提供する。
- 5 その他本会の目的達成に資すること。

【会員】

第4条 この会は、次の会員をもって組織する。

- 1 正会員 北海道美深高等養護学校卒業生
- 2 特別会員 北海道美深高等養護学校教職員の本会趣旨に賛同した者

【会費】

第5条 この会運営のため、次の会員から会費を徴収する。

- 1 正会員 本校卒業時に 5,000 円を徴収する
- 2 特別会員 本校赴任時に 3,000 円を徴収する

【役員】

第6条 この会の運営のため、次の役員をおく。

- 1 会長～1名
- 2 副会長～2名
- 3 監査委員～2名
- 4 卒業年度幹事～1名
- 5 事務局長～1名
- 6 事務局員～若干名
- 7 会計～1名

【役員の任務】

第7条 この会の役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、この会を代表し、会務を総括する
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は、その代理をする
- 3 監査委員は、会計業務を監査し、総会に報告する
- 4 卒業年度幹事は、この会の運営補佐にあたり、卒業回生の親睦を図る
- 5 事務局長は、会の事務処理にあたる
- 6 会計は、会計業務にあたる

【役員の選出】

第8条 この会の役員は、次の方法によって選出する。

- 1 会長、副会長、監査委員は、総会において決定することとし、可能な限り近隣市町村の会員とする。
- 2 卒業年度幹事は、同窓会入会式において選出する。
- 3 事務局長は、本校進路指導部長とし、事務局員、会計は進路部員があたる。

【役員の任期】

第9条 この会の役員（会長、副会長、監査委員）の任期は、1年とする。ただし、再選を妨げない。

【会議】

第10条 この会の会議は、総会、役員会とする。

第11条 総会は、この会の決議機関で年1回（11月）開催し、事業、予算、決算の審議、役員の選出、会則の変更、その他必要事項を行う。

第12条 役員会は、会長、副会長、監査委員、事務局長で構成し必要に応じて会長が招集する。

【会計】

第13条 この会の会計は、次のとおりとする。

- 1 経費は、正会員、特別会員の経費、その他の収入をもってあてる
- 2 会計年度は、11月1日に始まり翌年10月31日までとする
- 3 青年学級の開催にあたって、当日運営補助にあたる参加職員に参加費、必要に応じて燃料代を支給する

【細則】

第14条 この会の運営細則は、役員会で決めることができる。

【付則】 ・本会の会則は、平成5年3月9日より施行する。

- ・平成8年3月 一部改正
- ・平成11年11月 一部改正
- ・平成15年11月 一部改正
- ・平成16年11月 一部改正
- ・平成18年11月4日 一部改正
- ・平成19年11月10日 一部改正
- ・平成20年11月 一部改正
- ・平成23年11月 一部改正
- ・平成31年11月 一部改正
- ・令和6年11月 一部改正

慶弔内規

【慶弔の場合】

正会員の結婚の場合は祝電、死去の場合は弔電をいずれの場合も連絡があった場合にこれを送る。その他、特別の事項については、必要に応じて役員会で協議する。